

令和 7 年 3 月

橋本市教育委員会定例会会議録

令和 7 年 3 月 25 日

教育委員会定例会会議録

開催日時 令和7年3月25日(火) 午前9時30分～

開催場所 教育文化会館 4階 第5展示室

出席者 教育長職務代理者 吉田 元信
委員 田中 敬子 藪下 純男 中下 小夜
教育長 今田 実

出席職員 教育部長 岡 一行 教育総務課 課長 丸山 恭司
学校教育課 課長 大谷 裕幸 生涯学習課 課長 長谷川 典史
中央公民館 館長 中田 幸 参 事 阪口 浩章
学校給食センター
センター長 井上 恵二 教育相談センター
教育総務課 センター長 森田 常義
課長補佐 中林 正 教育総務課
教育相談センター 学校再編推進係長 東 和宏
主査 深澤 一雄

1 開会

2 前回会議録の承認について

3 会議録署名委員の指名について

4 報告事項

報告第1号 教育状況について

報告第2号 令和7年度当初予算について

報告第3号 令和7年度機構の見直しについて

報告第4号 橋本市教育相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

報告第5号 橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

報告第6号 学校医等の委嘱・解嘱について

報告第7号 学校給食用物資納入業者登録について

報告第8号 学校法人日中文化芸術学院による旧西部中学校活用事業の現状について

報告第9号 第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針の説明会の実施報告について

5 付議事項

議案第1号 橋本市教育相談センター設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則について

議案第2号 橋本市青少年センター運営委員会規則の一部を改正する規則について

議案第3号 橋本市教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について

議案第4号 橋本市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

議案第5号 橋本市教育委員会文書取扱規程及び橋本市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について

議案第6号 橋本市教育委員会事務局職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則について

6 閉会

教育長 おはようございます。これから、令和 7 年 3 月定例会を開会します。本日の出席委員は 5 名です。

2 月定例会の会議録の承認について、中下委員をお願いします。

中下委員 はい。的確に記載されておりました。

教育長 はい。ありがとうございます。

今回の会議録署名委員は、吉田委員をお願いします。

吉田委員 はい。承知しました。

教育長 報告第 1 号 教育状況について、私から報告します。

まず、令和 7 年 3 月議会について報告します。

2 月 25 日に開会した令和 7 年 3 月議会が、23 日間の日程を終え、3 月 19 日に閉会しました。一般質問等詳細については、来月の定例会で報告させていただきます。令和 7 年度当初予算については、この後、教育委員会関係の主な予算について報告させていただきます。

議案審議において人事案件として、簀下委員が令和 7 年 4 月 21 日で 1 期目任期満了となることに伴い、市長から橋本市教育委員会委員の任命について上程され、議会から同意をいただきましたので、引き続き簀下委員に教育委員会委員の任を受けていただくことになりました。簀下委員、引き続きよろしくお願いします。

簀下委員 よろしくをお願いします。

教育長 次に、令和 6 年度末橋本市立小中学校教職員の人事異動について報告します。

令和 6 年度末人事異動については、3 月 19 日に私から各校長に内示を行っています。しかし、報道解禁が本日 13 時となっていることから、詳細については、来月の定例会で報告させていただきます。

次に、小中学校卒業証書授与式について報告します。

中学校が 3 月 7 日、小学校が 3 月 18 日に卒業証書授与式が行われました。今年度の卒業生は、中学校が 416 名、小学校が 474 名、合計 890 名でした。教育委員会から、別添資料のとおり、メッセージを送り卒業のお祝いさせていただきました。各学校からは、無事に終えることができたと報告を受けています。

次に、新築移転する橋本市郷土資料館について報告します。

老朽化、展示物の固定化など課題を抱えていた郷土資料館でしたが、橋本市文化財保護審議会、和歌山県教育委員会、文化庁をはじめ、多くの方々にご指導、ご支援をいただき、新築移転し 4 月 5 日にオープンすることとなりました。関わっていただきました全ての方々に感謝申し上げます。

橋本市は古くから交通の要衝として発展してきた歴史があることから、常設展示のテーマを「みち」に設定し、「陸（おか）のみち」「祈りのみち」「川のみち」の3ゾーンで構成しています。また、公民館利用者にも見学いただけるよう、複合施設玄関のオープンスペースに市内文化財を一望できる文化財マップ、橋本市ゆかりの偉人「岡潔」「前畑秀子」「古川勝」を紹介するコーナーを設けています。詳しい内容については、お手元に配布の「新しい橋本市郷土資料館の供用開始について」をご覧ください。3月23日に新聞折込をしたリーフレットと館内を案内した三つ折りのリーフレットを配布しているので、併せてご覧ください。市民の皆様には、4月5日13時からご利用いただく予定です。ご利用開始に先だって、同日オープニングセレモニーを予定していますので、委員の皆さんについては出席をお願いします。以上で教育状況について、報告を終わります。

このことについて、ご質問ご意見はありませんか。

吉田委員

昨日、今日と郷土資料館の内覧会があるわけですが、私は昨日行かせていただいでちょっと感想だけ述べさせていただきます。限られたスペースの中でいかにコンパクトにまとめて展示するかという、その苦心のあとがすごく見られて、新装オープンなのですごく綺麗で、感激したわけですがけれども。ただ、「陸（おか）のみち」「祈りのみち」「川のみち」と3つのゾーンがあって、そして最後に人々の暮らしということで、この3つが統合してそれぞれ人々の暮らしに直結するのだという趣旨なのですが番号が1、2、3、4と打っていて、その番号はいらないのだろうなというふうには思いましたのと、「陸（おか）のみち」「祈りのみち」「川のみち」というそれはもうちょっときちっとわかる形じゃないとずっとなんか流れてしまうようには思いました。それと2次元コードで、外国の方への解説っていうのか、あれは、やはり音声の方がいいのだろうと。ヘッドホンかイヤホンか何かで、とは思います。でないと見ながら目を追っていくってのはもうむちゃくちゃ大変だと思いますので、ちょっとその辺り工夫していただければありがたいなと。感想です。

教育長

はい。ありがとうございます。今回、オープンということなのでですがけれども、まだまだこれから、展示物を変えていったり、工夫していく余地っていうのはあるかなと思います。その時に、どのようにできるかっていうのは、今、述べることはできませんけれども、いろんな意見を聞かせてもらう中で、より良い郷土資料館、みんなにわかりやすい郷土資料館をまた目指していきたいと思います。ありがとうございます。

簗下委員

小中学生、合計890名が卒業されて、次のステップへ進まれるということです。これについて保護者の方々、それから、本人もそうだと思うのですが、学校の教職員の皆さんが本当にこの成長を喜ばれているし、また次への期待をされていると、こんなふうに思います。それと吉田委員が先ほど言われました郷土資料館に僕も昨日行かせていただきました。まだまだたくさん展示されていないものがあると聞いています。どんなものが出てくるか楽しみなのですけれども。僕らの生活の身近なところでは、入ってすぐのところに展示してあったのですけれども、例えば伊

勢講の用具、什器なんかが展示されておりまして、実は僕の地区ではまだ伊勢講をやっておりまして、もうやめたところはこんなふうに寄付して展示されているのだなと感じました。うちの地区もたくさん什器余っているの、いりませんかというのをちょっと学芸員の佐々木さんに言わせてもらったら、一度実際に見せてもらってのことになると思うので、たちまちもらってもらえるかどうかわかりませんということだったのですけども、身近なところでも、そういうものが展示されているのでちょっと親しみを覚えました。また自分たちの近くの地区の嵯峨谷区でやっている神踊りのことも展示されていました。身近なものが、我々の郷土のものがあるということで、本当に親しみやすいなっていうような感想を持ちました。

中下委員

私は新しい郷土資料館にまだ見学に行っていないのですが、先日来パンフレット等を送っていただく中で、新しい施設について本当に早く見せていただくこと、ワクワクしています。公民館と併設なのですけれど、郷土資料館を新しくオープンすることで、市民の方々、地域の方々、そして子供たちが、さらに郷土愛を芽生えることができるように、橋本市の未来が豊かになる、そんな施設になるように願っています。そして、人が憩えるような、そんなスペースもこれからどんどん地域の方々の願いとともに、発展的に郷土資料館の役割としても加えていただけたら、より良いものになるのではないかなと思いました。今日昼から早速、見学させていただきます。

教育長

はい、ありがとうございます。入ってすぐ右手に大きな文化財マップを展示しています。それ見ていただいたら、本当に橋本市、全域にわたっていろんな文化財が、本当に多くあるのだというのを感じてもらえますし、その郷土資料館の中でそれが完結するのではなくって、実際に見に行っていて、どんなものがあるかっていうことを、地域とつなぐ役割っていうのも、この郷土資料館にはあろうかと思うのです。そんなふうにしてそこを見るだけではなくて、実際の場所につなげていくっていう工夫がこれからもっといろんなことを、興味、関心を引くことに繋がっていくかなとも思ったりしているところです。またいろんなそういった、ご意見いただけたらありがたいと思います。ありがとうございます。

田中委員

私も郷土資料館の方は、また今後見せていただく予定にはしているのですが、案内だけ見せていただいても大変綺麗になったなあっていうのと、あと授乳室と、お子さん連れの方でも行きやすい明るい雰囲気を感じています。また、先ほど教育長おっしゃったように、子供たちが、これを見ることによって深い学び、そして地域の方とこんな話ができるようなことが増えていくといいなあと思って今お話聞かせていただきました。あともう1つ、別の話になりますが、中学校、小学校、ご卒業されたということで、うれしく思います。ちょっと私事ではございますが、中学3年生の娘がおりまして、橋本中央中学校の卒業式に参加させていただきました。本当にいい卒業式で、子供たちがすごく感動して泣いているのを見まして、いい3年間だったのだなあっていうふうに、身近に感じましたので、うれしかった気持ち

を共有させていただきたいと思います。いろいろ先生方にはご丁寧に寄り添っていただきみんなよかったのかなあとと思います。ありがとうございます。

教育長

はい、他にありませんか。

ないようですのでこれで報告第1号を終わります。

次に報告第2号に入ります。

報告第2号 令和7年度当初予算について報告をお願いします。事務局から説明願います。

教育総務課長

おはようございます。よろしくお願いします。それでは、令和7年度当初予算につきまして、まず教育総務課の方から説明させていただきます。資料の2-2をご覧ください。教育総務課からは、主なものとして5点挙げています。1点目と2点目の小学校大規模改修事業と中学校大規模改修事業につきましては、財源の都合上、令和6年度3月補正予算として議決されまして、令和7年度に繰り越すことになっております。小学校につきましては、橋本、あやの台、三石の各小学校の照明をLEDにする照明器具整備事業と、三石小学校外壁改修事業を予定しております。予算は1億4,977万4,000円となっております。また中学校は、紀見北中学校照明器具整備事業、橋本中央中学校外壁改修事業、隅田中学校長寿命化第Ⅱ期事業、高野口中学校施設整備改修事業を予定しており、予算は委託料として238万1,000円、工事請負費が2億7,388万4,000円となっております。3点目は、教育費でなく民生費での計上になりますが、応其地区学童保育所改築事業としまして、老朽化した学童保育施設を建て替える事業で、令和7年度は設計委託の費用を予算化しております。4点目は教育ICT環境整備事業ということで、校務システムの端末やシステム機器の更新費用となっております。5年間のリース契約を予定しております。令和7年度の予算は、9月から3月までの7ヶ月の費用となる3,440万2,000円を計上しております。5点目は、第2期GIGAスクール事業として、市立小学校の児童生徒における1人1台配備されております端末につきまして更新する費用として、初期設定等の委託料として、4,717万9,000円、端末購入費のための備品購入としまして、2億3,991万円の予算を計上しています。予算計上の段階では、予備機も含め4,362台を想定しております。教育総務課からは以上となります。

学校教育課長

おはようございます。よろしくお願いします。学校教育からは、学校DX推進アドバイザー配置事業とデジタル教科書等整備事業について簡単にご説明させていただきます。まず、学校DX推進アドバイザー配置事業なのですが、令和3年度から5年度にかけて、ICT支援員を配置しました。このICTを活用した授業の実施がこれまで以上に進めることができたことを受けまして、今後はICT機器により効果的な活用を一層進めるとともに、教員の働き方改革に向けた校務のデジタル化をはじめとする学校におけるDXを一層推進すべく、ICT支援員改め、学校DX推進アドバイザーを各校に配置しております。これは単年度で2年間延長をしていくということです。委託料なのですが、1,408万5,000円、補助金はございません。それからもう1つ、デジタル教科書等整備事業です。こちら

は昨年度までの小学校の指導者用デジタル教科書に引き続きまして、令和6年度は中学校の教科書の改訂に合わせまして、今後4年間、指導者用デジタル教科書を導入するための経費を予算計上させていただきました。すでに整備した電子黒板とも連動させて、授業のICT化の促進を一層図るとともに、学習効率を向上させることを目的としています。紙の教科書にはない音声教材や動画教材を授業に活用することで、児童生徒の学習の習熟度を高めることを目指しております。内訳ですけれども、需用費として、1,321万4,000円。こちらはデジタル田園都市国家構想交付金を補助金として使う予定になっております。以上です。

生涯学習課長

続きまして、運動公園管理に要する経費、図書館システム更新業務、図書購入費の予算を説明させていただきます。まず、運動公園管理運営に要する経費ということで、今年度、大きく変わっているところが橋本市運動公園テニスコートの照明器具をLED化するための工事を行います。その分が7,200万円程度増えております。続きまして、図書館システムの更新業務ということで、マイクロソフトのWindows10のサポート終了が2025年の10月にありますので、それに伴いましてシステムの更新を行います。最後は図書の購入ということで、例年、700万円程度の予算になっていますが、令和6年度にかつらぎ町のお住まいの方、高野口町出身なのですけれども、その方から200万円寄付をいただきましたので、その分を増やして予算編成をしております。以上です。

給食センター長

給食センターからは、公立学校給食費無償化事業の内容を説明しますと、子育て世代の経済的負担を軽減するため、橋本市立小・中学校の児童生徒に提供する給食費に係る学校給食費を臨時的な措置として、令和7年4月から1年間無償化を行います。内容ですが、需用費これは賄材料費です。2億2,680万6,000円。補助金、これは県からの補助金になります。給食費無償化事業補助金、8,831万3,000円を計上しております。以上です。

教育長

はい。報告は終わりました。このことについて、ご質問ご意見はありませんか。

簀下委員

資料2-2一番下に第2期GIGAスクール事業があると思います。この中に1人1台端末環境を更新しとあるのですが、委託料それから、情報機器の整備費としてそんなふうに挙げられておりますけれども、この更新についての中身なのですが、これは、例えばOSを変えとかではなくて、壊れたとか、そういう買い換えとかそういうものになるのでしょうか。

教育総務課長

はい、お答えします。今回、今使っている端末が5年経過していますので、機器自体を全部入れ替えます。全く新しいものに入れ替える形になります。その費用になります。それとこの委託料につきましては、端末が変わりますので、初期設定等の委託料になっております。

- 簗下委員 2-9 ページですけれども、一番上の、学校D X推進アドバイザーのことについてなのですが、前もお聞きしたかなと思うのですがちょっとややこしい部分もあります。このI C T支援を改め、学校D X推進アドバイザーとなっていますが、違いはどんなところなのか。指導内容も違うのか、どんなところから派遣されているのかわかる情報がありましたらお願いしたいと思います。
- 学校教育課長 まず、I C T支援員で当初依頼をさせていただいてやっていたのですけれども、その時には、主にI C T機器の使用に関する支援を中心に、先生方をサポートするという形で、来ていただいております。そして、それがどんどん進んでいくにつれて、やはり子供たちの授業を実施するときの、例えば教材を、担任或いは専科の先生方とともに考えまして、他の地域ではこういうふうな取り組みをしていますよっていうふうな新しい取り組み或いは新しいソフトの使い方を提供しまして、それで一緒に授業を作っていくというような形に若干進化をしております。また同時に、管理職の校務端末ですね、そちらの方の使用に関してもより効率よくできるようにということで、このD X推進アドバイザーがいろんなアドバイスをしているというような状況になっております。以上です。
- 簗下委員 はい。ありがとうございます。
- 田中委員 図書購入のところで質問させていただきたいと思います。ご寄附いただいたということで大変ありがたいなあというふうに思います。このご寄附いただいた方は、こういったことに使って欲しいというような要望等があったのでしょうか。
- 生涯学習課長 はい、ご本人さんから特にこういったジャンルのものであるとか、そういった要望はございません。
- 田中委員 ありがとうございます。どんなことに活用して欲しいというような思いがあっただけなのかなあというふうに思いましたので、そういう意図も汲んであげることができたら、いいのかなというふうに感じましたので、質問させていただきました。
- 吉田委員 学校D X推進アドバイザーについてなのですが、これ各校に配置という形で表現されているっていうのは、小学校14校、中学校5校すべてにということですか。そしてあと、単年度×2年延長っていうことは、結局トータル3年ということではないのですかね。
- 学校教育課長 すべての学校に常時配置しているわけではございません。各学校に月に2回程度という形で配置していくようになっております。トータルで2年延長ということで、2年間ということになります。

吉田委員 アドバイザーとして全体で何人おられるわけですか。

学校教育課長 全体で4名です。

吉田委員 はい。どうもありがとうございます。

教育長 この事業については、ICT支援員の技術支援から内容の支援、簡単に言うとそのいうふうにとらえていただけたらと思いますので、これがやっぱりこうずっとあるわけではないと私自身も考えています。先生方の中で、やっぱりこの2年間で学んでもらったことを、自分たちの学びに転換していかなあかんと思っております。そのことが日頃の授業に生かしていくポイントになるかなと思います。そのあたりは、令和7年度が2年目になりますので、この2年目をどう先生方とこう作っていくかっていうのがすごく大事なところかなと思いますので、担当等もそのところはしっかり考えていきたいと思っておるところです。

 他にございませんか。

中下委員 今の学校DX推進アドバイザー配置ということで、本当にその下のデジタル教科書等の普及がもう本当多くなってきて学校現場の指導内容、それから指導方法、随分こう変わってきているなというふうに思います。そんな中で、先生方の学びを深めるっていう指導をもっとより良いものにしていくための、学校DX推進アドバイザーは心強いなというふうに感想を持ちました。いろいろ以前からデジタル教科書等の使用など報告いただいているのですが、実際私たち、なかなかそういった授業を見せていただくこととか、子供たちがどのような学びを展開しているのかっていうのがなかなか見る機会が少ないので、より現場の様子等を理解していく上でまた機会があれば、そういった授業もらせていただけたらなと願います。

学校教育課長 はい、ありがとうございます。なかなかそのような機会をご提供させていただく機会が今年度少なかったのですが、また学校訪問等で、その授業をご覧いただけたらと思いますので、また来年度楽しみにしておいていただけたらと思います。

教育長 他にありませんか。

 ないようですのでこれで報告第2号を終わります。

 次に、報告第3号に入ります。報告第3号 令和7年度機構の見直しについて、報告をお願いします。事務局から説明願います。

教育総務課長 それでは、報告第3号 令和7年度機構の見直しについてご報告をいたします。資料3-2をご覧ください。令和7年度は教育委員会の機構としまして、主に2点の見直しがございます。1点目は、第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針に基づく、学校再編の取り組みを集中的に推進し、効率的、機能的な業務体制とするため、教育総務課の学校再編推進係を学校再編推進室とするものです。2

点目は、子供を取り巻く環境が複雑で多様化するなか、学校、家庭や社会生活において、悩みを持つ子供や親等の適正に相談や助言を行い、学校教育の援助に寄与するとともに、青少年の非行防止や健全育成を一体的、効率的に取り組むため、「教育相談センター」と「青少年センター」を統合し、「教育支援センター」とするものです。説明は以上となります。

教育長

報告は終わりました。このことについてご質問ご意見はありませんか。

田中委員

この見直しについて、2つのセンターが合わさることによって、良くなっていくのかなあというふうに想像いたします。どんなところが良くなっていくのかっていうのは、今後出てくることかなあとは思いますが、期待されることっていうのは、こういったことかなっていうのを、また改めて1度聞かせていただけたらなあと思います。

教育総務課長

教育相談センターや青少年センターで課題を持った子供たちの対応をたくさんしていただいています。それは限られた人数の中で対応していただいているのですけれども、そういったことが、より幅広く、深く対応していただけたと思いますので、そういったことを期待しております。

教育長

この件については、また総合教育会議の中でも取り上げておりますので、そのところで具体的な課題、そしてそれに向けて一緒にすることで、どういうふうな効果をねらっているか、そして新たな取り組みをそこにどう付加していくか、そのあたりのことを、皆さんで協議できたらと思っておりますのでどうかよろしく願いいたします。

他にございませんか。

ないようですので、これで報告第3号を終わります。

次に報告、第4号に入ります。報告第4号 橋本市教育相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について報告をお願いします。事務局から説明願います。

教育総務課長

それでは報告第4号 橋本市教育相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。先ほど機構の見直しでも申し上げましたが、教育相談センターと青少年センターが統合されることから、橋本市教育相談センター設置及び管理条例を、橋本市教育支援センター設置条例と改正するもので、3月市議会において可決されております。内容につきましては、教育相談センターとして行ってきた事業と、青少年センターとして行ってきた事業を継続して取り組めるようにするとともに、運営委員会の体制など、条例に記載が必要な事項を記載し、利用許可の管理については施行規則として成立するものを削除しておるような形になっております。説明は以上です。

教育長 報告は終わりました。このことについて、ご質問ご意見はありませんか。

田中委員 運営委員さん、25人以内っていうのは、今まで青少年センターで委員さんとして運営してくださっていた方が一緒になることになるので、ここに記載されているのかなあというふうに読み取ったのですが、支援センターになると1つのセンターになるわけですが、この25名の方は、そういった今までの教育相談センターの、名前は変わりますが、運営というかそういったことにも委員さんとして意見を述べられるようなことはあるのでしょうか。委員さんの役割っていうか、そういったものが明確にあるのかどうかっていうのを決まっていたら教えていただければと思います。

教育総務課長 運営委員会についてですけども、この第6条の2にありますように運営委員会で審議する事項というのを記載しておりまして、こういったことを、審議する形になります。委員さんの人選につきましては、今後センターの中で、人選をしていく形になるんですけども、今のところはその青少年センターの委員さんがいる形になっておりますので、そういったものを引き継ぎながらになっていくと思いますけども、今後そういった人選も含めて、両方のセンターのことを運営委員会として、この書いている内容の審議という形になっていきます。

田中委員 ちょっとこれ読ましてもらっていたら支援センターとして1つになるので、今まで、お子さんに関わるようなことで、守秘義務等があったりして、丁寧に関わることがあったであろう中で、運営委員さんに助けていただくのがいいかなあと思ったのですが、そういった形で、相談の方を関わっていただくようになるとどうなるのかなっていうことがちょっと気になったのでご質問させていただいた次第です。

教育総務課長 運営委員さんが今のところ実際相談とかなかなかないのかなと思うのですが、どっちかという今までの委員さんというのは青少年センターの関わりを持たれた方が中心になっておりますので、今後、こういった形の人選していくかということも検討していく形になろうかと思います。

教育長 よろしいですか。
他にありませんか。

田中委員 設置条例なのですが、教育委員会が設置するということで、こういう文言は仕方がないのかなあと思うのですが、一番最初のところに、学校教育の援助に寄与することというような文言で表現されているのですが、難しいかなとは思いますが、多様な学びにおいても、学ぶことへの支援が、橋本市の教育支援センターで行われるようになればいいなあというふうに、ちょっと思います。この学校教育っていう、言葉は学校において学べることの教育なのかなあというふうには感じたのですが、ちょっと感じたことだけ、折角なのでお伝えさせていただけたらと思います。

教育総務課長 現段階、この条例を作った時点では学校教育と密接に関係したセンターになりますのでこういった形の表現をさせていただいているところです。

教育長 はい。他にございませんか。
 ないようですので、これで報告第4号を終わります。
 次に報告第5号に入ります。報告第5号 橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例について報告をお願いします。事務局から説明願います。

生涯学習課長 はい、それでは報告第5号 橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明いたします。ページは5-2です。こちらの条例改正は、現在、設置されている児童館の青空児童館、これは高野口の名古曽にある児童館ですが、そちらを廃止する条例となっております。この建物が全くなってしまうというよりは、今後、地元の方に使っていただくために使用貸借をするために、市の施設、行政財産からは外すという条例となっております。説明は以上です。

教育長 報告が終わりました。
 このことについて、ご質問ご意見はありませんか。
 ないようですので、これで報告第5号を終わります。
 次に、報告第6号に入ります。報告第6号 学校医等の委嘱・解嘱について、報告をお願いします。事務局から説明願います。

学校教育課長 各学校医の委嘱・解嘱につきましてご説明いたします。今年度末をもちまして、3校の学校におきまして、学校医及び学校歯科医の解嘱がございました。学校医の皆さんのお名前につきましては資料の通りです。まず、紀見北中学校なのですけれども、こちら、学校医が3月31日をもちまして解嘱ということになります。それに伴いまして、紀見北中学校区での学校医がこれまで3名いたのが、1名減りまして2名ということになりました。それから、高野口小学校につきましても、学校医の解嘱及び委嘱がございまして、令和7年3月31日をもちまして、学校医が交代をするということになっております。それから、橋本小学校におきましても学校歯科医の解嘱及び委嘱を行いました。資料の通りご覧いただけたらと思います。

教育長 報告が終わりました。このことについて、ご質問ご意見はありませんか。
 紀見北中学校については1名減となったのですが、そのことに対して、影響というのはございませんか。

学校教育課長 当初3名でいたのですけれども、これは非常に児童生徒数が多いときの基準で3名ということになっていたということで、今現在、児童生徒数の減少に伴いまして、2名になっても問題はないということでの判断で、このようにさせていただきました。以上です。

教育長

はい。他にありませんか。

ないようですのでこれで、報告第 6 号を終わります。

次に報告第 7 号に入ります。報告第 7 号 学校給食用物資納入業者登録について報告をお願いします。事務局から説明願います。

給食センター長

学校給食用物資納入業者の登録について報告をさせていただきます。資料の 7-1 から 3 をご覧ください。今回の登録は令和 6、7 年度の追加登録になります。令和 7 年 2 月 5 日に橋本市学校給食用物資納入業者追加登録審査会を開催しました。結果、阪口ファームさんが要綱に基づく審査をした結果、すべて満たしておりまして、登録をさせていただきました。少し事業内容を報告させていただきますと、令和 3 年 6 月に創業。橋本市で米の生産販売を行っており、令和 6 年度は、市内の田んぼ約八町半、約 36 トンの生産を行っております。今後も耕作地を増やしていきたいという考えを言っておられました。主な販売先については、社会福祉法人や飲食店などです。橋本市産のお米を市内の小中学校の児童生徒に食べてもらいたいという思いから、今回の納入業者の登録を行ったということです。結果、令和 6 年、7 年の業者は 37 業者となりました。以上報告を終わります。

教育長

報告は終わりました。このことについてご質問ご意見はありませんか。

ないようですので、これで報告第 7 号を終わります。

次に報告第 8 号に入ります。報告第 8 号 学校法人日中文化芸術学院による旧西部中学校活用事業の現状について、報告をお願いします。事務局から説明願います。

教育総務課長

それでは報告第 8 号 学校法人日中文化芸術学院による旧西部中学校活用事業の現状についてご報告いたします。なお、同じ内容を 3 月市議会の文教厚生建設委員会にも報告しております。さて、旧西部中学校活用事業は公募により選定された学校法人日中文化芸術学院が観光や文化に関する専門人材を養成する専門学校を設立するというものです。事業の実施にあたり、同学院と 2018 年から 2048 年までの 30 年間の賃貸借契約を締結しており、今年で 7 年が経過するところになります。これまで法人が経営する大阪にあります日中文化芸術専門学校の定員超過問題に対する対応や新型コロナウイルス感染症の影響による申請見送りにより、旧西部中学校における専門学校設置が延期されてきました。このたびコロナ禍が収束したことから、学校法人日中文化芸術学院は、令和 6 年 11 月 28 日付けで、和歌山県へ、令和 8 年 4 月 1 日の開校を目指し、高野山文化観光専門学校の設置計画書を提出しております。なお、先日法人の方から提出した計画書について県から承認されたと連絡があったと聞いているところです。今後につきましては計画書の承認を受けた申請者である法人は、開設年度の前年度である令和 7 年 4 月末までに、知事に認可申請書を提出し、適正な内容の認可申請書を受理後、内容を審査の上、認可するかどうか決定することとなります。本市としても国際交流や施設の有効活用に資することから専門学校の開校を期待しているところです。説明は以上となります。

教育長

はい。報告が終わりました。このことについてご質問ご意見はありませんか。

吉田委員 今はもう県に計画提出していたのが承認を受けたということは、直ちに専門学校が設置されて、令和8年4月から動き出すという理解でよろしいですか。

教育総務課長 専門学校を設置に当たりまして、2段階の形になっておりまして、まず、設置計画書というのがまず提出されます。それが承認されまして、次に、認可申請書という書類を出します。それをまた県の方で審査されまして、それが承認されましたら、正式に開校になっていくって形になります。

吉田委員 そしたらその認可、承認を受けるにはかなりハードルの高さっていうのがあるわけですか。その辺り全くよくわからないので。つまり、賃貸借はもう締結してから7年、随分時間経っている。これはコロナがあってということでやむを得るところだとは思いますが、ただこれももう今まで随分指摘させてもらっていたが、やっぱりその契約期間がもうめちゃくちゃ長いというところがあるわけですね。やはり、市としても、地元にしても、実際に動いて欲しいという期待感がすごくあると思うのですよ。それに対して、時間だけは今のところ過ぎてしまっているというので、やっぱりある程度具体的にいつから生徒募集して、学校運営が始まるのだという、そのあたりですね。もうちょっと詳しく聞かせていただければありがたいです。

教育総務課長 令和8年4月の開校を目指すとなっておりますわけなのですが、ちょっと今の段階でいつから生徒募集というところまではまだちょっとわからないところではあるのですが、学校の規模としましては、2つの学科がございまして、それぞれ2年コースになっております。それぞれ学生が1学年40人の2コースになりますので、トータルでは160人の規模の形の専門学校となる予定になっております。想定が160人という形になります。

吉田委員 結構難しいところがあるかもしれないのですが、問題は、やはり契約書を結んでいますから、契約通りある程度実行をしてもらおうというのがすごく大事だと思うのですよね。契約通りいってなければ、それはもう法律の専門家に相談しながらやっていかなあかんとは思いますが、ただこれも。契約不履行ということで、いわゆる契約の取り消しも含めてね、そういうことができるのかどうか。今日の報告を聞いた限りでは、一歩進んだのかなとは思いつつね。まだ先見えてないというような感じもしないではないので。だから少しでもその具体的に動き出してもらってのがもうめちゃくちゃ大事だと思うのですよね。動かないのだったら動かないの対応を市としてはやっぱり決めないと、これズルズルやる話じゃないと思うのですよ。せっかくの市の財産ですから。賃貸料もらっていても、実際耐用年数がありますから、それを差し引きしたら、何しているかわからんという感じにはなりかねない。すごく大事なところだと思うのですよ。ちょっとお願いします。

- 教育総務課長 これまでの流れからいきますと、また新しいステップを踏み出しているわけでご
ざいまして、その状況を見守っていく形になるかと思うのですが、万が一、契
約といいましょうかこちらの思いが叶わない、契約が履行されないような形になっ
てきましたら、相手さんとも弁護士さんともご相談しながら、契約をどうしてい
くかということを考えなければならないタイミングがいつか来るかもわからないと
思っております。
- 教育長 他にございませんか。
- 田中委員 1 歩進んだということで、今ご報告受けたと私も思いました。今後、これから 2
段階目の認可申請ってというのがされていくと思うのですが、今後もし開校が決定さ
れるのであれば、確かバスでの移動だというふうに、だいぶ前にお聞きしていたよ
うに思います。西部小学校の道はすごく狭いので、どういった申請されるのか
わかりませんが、子供たちの通学の安全っていう面でもちょっと橋本市としても気
にしていかなければならないことだなあと 생각합니다。
- 教育総務課長 最大で 160 人ぐらいの学生さんが来られるという形になりますので、近隣に当然
住む方もいらっしゃると思うのですが、そういった面では通学路の安全など
も含めて、検討したいと思います。
- 教育長 他にございませんか。
ないようですので、これで報告第 8 号を終わります。
次に報告第 9 号に入ります。報告第 9 号 第 2 期橋本市立小中学校適正規模・適
正配置基本方針の説明会の実施報告について、報告をお願いします。事務局から説
明願います。
- 学校再編推進係長 報告第 9 号 第 2 期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針の説明会の実
施報告について報告させていただきます。2 月に実施した第 2 回の説明会、意見交
換会の開催結果についてです。9-2 ページをご覧ください。昨年の 12 月定例会に
て、学校再編基本方針の変更案を決定後、学校再編対象校の P T A 役員への事前の
日程調整なども行いながら、各中学校区での開催を基本として、第 2 回の説明会、
意見交換会を開催しました。今回、再編対象外の小学校の保護者や、橋本小学校区
の地域住民などが、新たに説明会の対象に加わっております。開催日程や、参加者
数は、資料に記載の通りです。また、小学校保護者や、未就学児の保護者について
は、説明会、意見交換会に参加されなかった方のために、後日、説明会資料の閲覧
や、教育委員会へ意見の提出を行える 2 次元コードを配布し、広く意見を集める取
り組みを行っております。次 9-3 ページから 6 ページですが、こちらは各中学校区
における第 2 回説明会、意見交換会でいただいた意見や、教育委員会の回答の抜粋
となっております。大きくは、左側に保護者からの意見など、右側には、地域住民
からの意見などをまとめ、(A) 教育条件、(B) 安全対策、(C) まちづくりの 3 つに
意見を分類しております。また、左側の保護者からの意見などでは、小学校と未就

学児の保護者のどちらからいただいたご意見や、また2次元コードにより提出された意見などがわかるよう、文章の終わりに括弧書きをしております。内容は記載の通りです。次、9-7ページは、今後の進め方となっております。一番上段は、第2期基本方針に関する予定です。本日、教育委員会議で第2回説明会についてご報告をさせていただきましたので、今後、教育委員会議にて第2期基本方針の変更内容について、決定を予定しております。また、3月定例会の報告後に、各説明会、意見交換会の会議録については、ホームページへの掲載を予定しております。また、2段目は新しい学校づくり推進計画の策定に関する予定です。昨年令和6年12月に策定を開始している本推進計画ですが、今後は庁内検討委員会議での協議や、これからの学校を検討するために、教員・児童生徒へのアンケートなどの実施、また、計画案ができ上がった段階で、各中学校区での意見交換会の実施や、パブリックコメントなどを経て令和7年12月以降に、橋本市の新しい学校づくり推進計画を策定する予定となっております。一番下段は学校再編計画の決定後になりますが、学校再編の準備として学校、地域、教育委員会、市により、様々な立場の関係者による話し合いや準備を行い、再編統合した小学校について、順次開校していく予定です。報告は以上です。

教育長

はい。報告が終わりました。このことについて、ご質問ご意見はありませんか。

吉田委員

これ今までもう議論してきたことなので、もうちょっと繰り返しになるような形になるかなと思うのですけれどもね。紀見東中学校区の境原小学校の東側の擁壁工事をします。そして、それで、崩れがかなり防止されるだろうと。ただ、2か所の危険区域があります。その北側です。北側については、岩盤上に校舎が建っているのもう大雨でも崩れがほとんどないだろうという説明をしながらね。なおかつ危険だという話の結論になっているのですよね。おそらく、保護者、地域の方は、この説明で納得されてないだろうという感想だけです。多分この説明では理解できていないのだろうなというふうには思います。地元、保護者の方についての説明、これも繰り返しているようには思うのですけれどもね。それ以上の何かこう説明をもしあるのであれば、してあげた方が地元の方、そして保護者の方は納得されるだろうと。それは1つは、私は委員会でも話させてもらいましたように、東側は擁壁工事しました。そして擁壁工事後、専門家に意見を聞いて、これは大丈夫だということになれば、それはもう、どう考えるかということだと思うのですね。それでなお危険だと言うのであればしょうがないことだとは思っているのですけれども。ちょっとそのあたり、ここでもうやりとりずっとやってきた話なので、今更のことなのですけれども、改めてこの状況を読ませていただいて、これじゃ納得していないのだろうなと思ったので、ちょっと一言、お話をさせてもらいました。

教育部長

紀見東中学校区の地域説明会でも、ご質問ありました。一回目の説明会でご意見いただいたことによって、やはり学校を運営するのであれば対策をと、東側の対策だけになりますけれども。北側に関しては、対策しないという方向で話進めているのですけど。県の網掛けがある以上、拭い切れないということは再度説明させてい

いただきました。百ゼロで賛成はもらえないかと思うのですが、一定の対策を打ちますけれども、網掛けがかかっている以上、学校運営ということで環境を考えれば、より安全な方向でということで、学校再編の方針は見直しせず残していくという方向で、ご理解いただくように説明させていただいた次第です。

吉田委員

紀見北中学校区、柱本小学校なのですけども、これもう、最初にこんな話は出てこなかったのですけどね。柱本小学校にはエレベーターがあって、唯一のエレベーターが設置されていて、だから階段使えない子がいる場合には、やっぱりこれ、エレベーターのある柱本小学校で受け入れることは、非常に大事な事かなというふうに思います。それと今までも、紀見こども園、岡潔数学体験館の話もいろいろさせてもらっていて、そして、ちょっとやっぱりこれ考えた上でのことなのですけどね。要するに、統廃合後の、小学校の跡地をどう利用していくか。ということ考えた場合に、柱本小学校、三石小学校。三石小学校を柱本小学校に移す。そして跡地の三石小学校を、地域の活性化のために利用する。橋本駅の駅前開発、そして、林間の周辺開発。この辺りはちょっと考えるに値するところかなと。必ずしもその児童の多さで、柱本小学校を、三石小学校というような形じゃなくて、三石小学校を柱本に、そして柱本小学校は、エレベーターが設置されているとか含めて、色々な特色あるわけですよ。付加価値がどこにあるかと、やっぱり三石小学校にあります。三石小学校の跡地の利用っていうことは、柱本小学校の跡地の利用より遥かに大きいと思います。これちょっと、今更なのですけども。検討してもらう余地があるかなと。それはもう地域の方の説明っていうのも、180度ぐらいの転換になるから大変だと思いますけれども。結局、橋本駅前開発というようなことも考えた場合にこの三石小学校の跡地利用、例えば代替地とかのようなことも含めてですよ。すごく大事だと思いますけれども。ちょっとこれ別に返事してもらわなくてもいいのですけれども。跡地利用と考えた場合に、必ずしも柱本小学校が三石小学校っていうのじゃなくて、三石小学校が柱本小学校っていうのは、考え方としてはあるだろうなと。むしろその方が、跡地利用と考えた場合に、すごく大事です。ちょっと、意見だけ。

教育部長

申し上げにくいのですが、今のこの時点でその議論っていうところは非常に難しいと考える。一度目の説明会で各委員さんからご意見賜って、議論していただいた中での説明会。それを実際保護者、地域にさせてもらって、2回目の説明会で見直しっていう形でできている中で、この学校再編の方針そのものをということになります。ご意見としていただくのは敬意を表しますが、この時点で、そもそも論の話ということになりますと、やはり再編方針そのものが揺らぐ形になりますので、難しいと考える。ただ、跡地利用につきましては、柱本小学校の校舎ですね、これから地域の方とかに相談して有効に活用していくべきと事務局は考えています。

教育長

エレベーターの話ありましたが、エレベーターがあるのは柱本小学校だけと違うと思うのでそのあたりちょっと訂正を打っていただけないか。

教育部長

紀見北中学校にですね、階段の昇降機を設置しています。段差の補完はしていますので、柱本小学校のみというわけではございません。橋本小学校とあやの台小学校にもエレベーター設備はあります。柱本小学校のみではありません。

吉田委員

もうここまできてからの議論の中でっていうのは結構難しいと思います。それはもう十分わかった上で、ただ、その跡地利用っていうのと、あと橋本駅前の開発っていうことを、これを両方考えた場合に、どういうとらえ方があるかなという上の話です。橋本駅前開発ということも、考えておられると。それは、跡地利用という意味では、付加価値がどちらの方に高いか、要するにそこまで我々議論できてなかったのですよ。はっきり言いまして、考えてなかったと思います。それはそれぞれのところで本当に考えているかという、考えきれてないです。だから、少ない方を、多い方へというぐらいの発想方法でしかないので、そういう意味では、もう一度視点を変えて、考えるというのは、ありかなと思うので。難しいのはわかっています。

教育総務課長

再編後の学校の場所につきましては現時点では決定という形でなく、これからの新しい学校づくりの計画の中で決まっていくという形になっていくのかなと思うのですが、ただ、跡地利用につきましては、住民さんの意見なども聞きましてですね、たちまち売却って形にはならないかなと思うのですが、今後地域も高齢化していきますので、そういった中でこういった形で使っていただくのが一番よかったのか議論していきたいと思っております。

教育長

この話を進めていく中では、教育委員会としての方針、その後、市としての計画という2段階をとっています。私たちが考えてきたのは、子供が安心して学校へ行き、そしてその中で、今求められているような力をつけていけるような教育環境をどう整えていくことが大事なのかっていうことを中心に、考えてきたというのが教育委員会の方針かなと思います。ただその中では、まちづくりの視点が全くないという、そういうことではなかったとは思いますが。ご意見の中で、説明にいったらやっぱりそういったご意見もいただきましたけれども、私たちとしては、子どもを中心に置いて、考えていくっていうところは、基本にあったかなと思います。ですから、今後、先ほどの説明にもありましたが、新しい学校づくりの推進計画を考えていく中では、今吉田委員言っていたような視点からのご意見は出てくるかと思います。その中での議論としたらいいのかなと私自身は考えています。今の段階では、教育委員会としての方針ということは、12月に案を決定していただきましたので、それで説明に行ったというその経緯については、ご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

田中委員

説明会にできる限り、参加させていただいて、お声を聞かせていただきました。参加人数の方は、もっとたくさんの方に来ていただいて、ご意見をいただきましたかったし説明もさせていただきたかったなあというふうには思うのですが。QRコード等でも、ご意見をいただけるようにしてあったので、もっと本当はいただけたらな

あとというふうに、賛成反対ともに両意見を聞かせていただけた方がよかったというのが説明会に参加させていただいた感想です。聞かせていただいた中で、やはり地域の方、保護者の方、未就学児のこれから学校に通わせようと思っている保護者の方っていうのは、視点も違いますし、感じ方も違いますので、いろんな意見があったなあというふうに思います。そういった声を踏まえて、私たちは真剣に考えていかなければならない。地域の方のご意見には、やはり先ほどおっしゃっていたまちづくりの観点っていうのがすごくあったのだなあというふうには思いますが、それもすごく大切なことかなあとは思いつつ、やはり子供の学びを中心に考えていけたらなあというふうに思っています。難しいのはまちづくりの視点のご意見をいただいたときに、これは市全体で考えていけないといけない問題かなというふうに感じましたので、ここでいろいろ子供のことを考えた案を、市に持って行かせていただいて、市として全体を踏まえた上でどうして行っていくのかっていうご判断が要るのかなあというふうに感じましたので、こういった意見が、市民さんのご意見、地域の方のご意見があったっていうことは市の方にも、上げていっていただけたらなあというふうには、私自身は思います。ただ、子供の学び中心で考えていけたらなあというふうに私自身は感じています。すいません。ちょっと今長いお話だったのですが、いろいろ説明会に行かせていただいて、感じたことがあったので、それについて質問させていただきたいなあというふうに思います。まず、保護者の方が心配されていたのは、学校間の交流について、どのようにしていってくださるのかなあというふうに、心配のお声があったように思います。新しい学校になったら、通学路も長くなりますので、そういったことで、いろんな不安が伴ってくると思うのですが、生徒たち同士の学校間交流っていうのを事前にどれほどしていただけるのかということでした。今現在も取り組んでくださっていると思うのですが、たくさんの方、子供たちが交流するっていうのはいいことだと思いますので、どんどんしていっていただいて、そういった成果というか、いいお話もまた聞かせていただけたらなあというふうに思います。

私が何点か気になったことはたくさんあるのですが、特に気になったことっていうのが、保護者の方がバスの乗りおくれについて、どういった対応してくださるかということがありました。教育委員会の説明としては、そういったシステムを構築できたらなあというふうにお答えしてくださっていたように思います。今後そういったことが、どういったご提案ができるのかっていうのがこの不安解消に繋がってくるのかなあというふうに思います。

次の心配の点ですが、支援学級への子供たちのサポート。もちろん、通常学級と分けていいのかちょっとわかりませんが、サポートっていうのも必要ですが、支援学級のサポートというのは、さらに丁寧にしていけないなあというふうなご意見があったので、そこもどうしていくのかっていうのもしっかり考えていけないなあというふうに思います。

今までの話は全体的な意見だったのですが、地区ごとのご意見でも、気になる点がありました。紀見東中学校区です。これは先ほど言った支援学級のバス通学になるにあたりサポートが心配だということがあったので、今は全体的な話でいろんなことを話し合っているのですが、やはりこういったことが、クリアというか、し

ていかなければ、次に、なかなか良い子供たちへの対応っていうのができないのかなあとしますので、事細かくちょっと思うことお伝えできたらなあというふうに思っています。

紀見東中学校区において、まず地域の方でもそういった危険区域が2ヶ所あるっていうことをなかなかわからなくて、びっくりしているということで、地域の方への説明が必要ではないのかというようなご意見がありました。ここは、危険というわけではないけれども、こういった状態ですっていうことは、ご説明というか、必要なのかなあと私自身は、感じています。

教育長

そうしたら、今ちょっとご提案いただいたのですが、項目ごとについていうか、ポイントというか、そういうご意見いただいているのですが、説明会ごとにやったほうがわかりやすいのではないかなという意見あるのですが、そっちの方でいいですか。

田中委員

私もその方がいいかなというふうに思います。全体のことでっていうことだったので、所々、やっぱり違うのでその方に進めていただけたら。ありがたいです。

教育長

1つ1つ細かくっていうところでは、こうやっていってもいいのですけれども、私としたら、今言っていた交流についてとか、サポートについてとか、そういう大きなくりでご意見出してもらって、その中でどうしていったらいいのかっていうことは、いただけたらと思うのです。それをいただく意味っていうのは何かというと、この方針出しましたよね。ほんでこれを、決定して、進めていくために、クリアしないといけないポイントっていうことだと思うのです。それぞれの、場所での説明ということではなくて、クリアしていかなあかんポイントはどこかっていう、そういう形でご意見いただいた方が私自身はまとめやすいかなとそんなふうに思うのですけれども。私としてはそういう形で進めたいと思うのですがいかがですか。方針自身は、今案で説明して説明会で臨んだ形。これも今のところ変わることはないと思うのです。それを、実際に正式な方針という形にするために、どこをポイントとして、今のところを変更しないと、やっぱり丁寧にしないといけないっていうところ、そういったところでご意見いただけたらと思います。

田中委員

説明会に参加させていただいて、私が、こういうことはどうしていきべきかなって思ったところは、橋本中央中学校区で民生委員をされている方が、原田の校区の歩きがちょっと安全性怖いかなっていうことで、ご意見いただきました。全体的なことにはなるのですが、原田の方の学校区っていうのは今現在ある学校区にはなるのですが、学校区が変わることによって危険箇所っていうのがきっと、まだわからないところがあるのかなあというふうに感じます。今後の通学路の危険箇所をチェックするとともに、今現在ある学校区の、ちょっと気になるところっていうのもチェックしていくっていうことも必要なあというふうに感じました。

もう1つ全体的な意見なのですが、先生方の意見はどういうふうに反映されていますかっていうようなご意見が何件かあったように、思います。今後、先生や児童

へのアンケート、聞き取り等行っていくことになると思うのですが、そういった意見も踏まえて、考えていくべきかなあというふうに、感じました。

教育長

はい、今いただいたご意見の中では、すでに1回目、2回目ともに出ていた部分かなと思います。やっぱり交流について、バスの乗ることに対する安心をどう担保するか。特別支援学級への子供たちへの丁寧なサポート。通学の危険箇所のチェック、先生や子供たちからの意見の反映をどうするかって、このあたりについては、すべて取り入れながら進めていくということで、これまでの説明でも、進めてきているところだと思いますので、2回説明した中でもやっぱりそういったところの大切さっていうのを今ご指摘いただいたかなと思うので、そこは事務局とも1つ1つ丁寧に対応っていうのは、今後具体的な、丁寧さイコール具体的な対応だと思うので、そこを提案していけるように、事務局とも私自身しっかり詰めていきたいと思っています。また地域の方々への理解をどう、醸成していくかっていうことについては、今後、市としての計画を作っていくにあたって、大切な視点であると思いますので、丁寧な説明をどうやっていくかっていう、その手法っていうのも、考えていく必要があるかなとそんなふうに思いますので、ありがとうございます。他にご意見として、こういったところ、やっぱこう大事にしていく必要があったん違うかなって言うようなところがあったら、ご意見ください。

簗下委員

先ほどから意見出ておりますが、この地域から学校がなくなるということについてなのですけれども、これ各委員とも何回も言われてきたと思うのですけれども、再編統合して、新しく出発するっていう意識が大切かなと感じました。もちろんすぐそこに子供たちの活動が見えるっていうのは本当に素晴らしいことだと思うのですけれども、しかし、再編統合して、複数の学級ができるであるとか、複数にならなくても、ある一定の児童数を確保できて、クラスの中でグループ学習ができるというような、そういうことは非常に素晴らしいことだと、高い教育効果を得ることだと僕は思っています。確かに多くの方が、この再編統合に疑問を持たれているってのはわかるのですが、よく考えてみますと、子供たちは1年間で、1,000数百時間になりますかね。学校で過ごすわけです。他の児童とかそれから、学校の先生方と、また時には地域の方々で過ごすことになりますので、その日々の活動をやっぱり何よりも大切にしたいなとそんなふうに僕は思っています。それと、先ほど田中委員も言われたことなのですけども、これは橋本中央中学校区の説明会で、地域の方が言われていたと思うのですけども、原田地区の子供たちのこの通学について、見ていて、本当に長い距離を通学するので心配やっっていうようなこと言われておりました。これについては、確かに考えるべき意見だと思います。しかし、子供たちとか保護者の方は実際どう思われているかっていうのを抜きにしての意見になっていますので、そのあたりはもう少し意見をお聞きすること、子供たちの意見を聞くことが必要ではないかなと考えています。あわせて、これは隅田中学校区にもありましたけれども、例えば恋野小学校から隅田小学校へ移る場合には、クラス分けの際に、同級生全員同じクラスにして欲しいという保護者の方の意見ありました。これについては、教育委員会の回答としては、その情報を学校と共有して、考

えていきたいというような回答だったと思いますが、これについても、子供たちはどうなのかっていうのはあると思いますので、これもこの子供たちの意見を、聞くことを抜きにしてはちょっと考えられないなと思いました。それから、安全面で、これは橋本中央中学校区から出ました液状化の問題であるとか、それから保護者の方では、ある地区の区長さんから、川が増水した場合、ああいうところに避難できるのか、どうするのだっての意見もあったと思います。確かに100%リスクを回避できるっていうところは、橋本市はどこにもないと思うのですけれども。現状国の調査では、紀の川は、毎秒1,200立方メートルですか、水量に耐えられるというふうになっていると聞いています。大滝ダムを放水しても、1,200立方メートルまではいけるであろうと。昨年ですが、この橋本小学校、橋本中央中学校の前のところを50センチアップしたのですかね。50センチ程度高くなったと。通行止めにして工事していたと思うのですけれども。その前後から浸水したら、そういう可能性もあるというのはもちろん、否定しません。しかしこの工事によってリスクは少し下がっているのではないかなという気がします。もっとリスクを下げるためには、その近辺の河床の高さを適正に保つとかそういう工事と並行して考えていかなきゃならないので、なかなかすぐにはいかないと思うのですけれども、対応はしていると。その他、不十分なところやはりソフト面で対策していかなければしょうがないかなと考えておりますし、それは現にやられていることだと思います。この辺り、確かに橋本小学校、橋本中央中学校のあたりが増水によって受ける可能性も全くないと言い切れないので、しかし、ハード面においても対策をしている。それからソフト面であと対応していくということは、地域の方々にも保護者の方にもやはり継続してお話をしていくべきかなと、そんなふうに感じました。

それから、続いてこの境原小学校の件なのですけれども。この2次元コードの意見読ませてもらって、なかなか的を射たご意見だなと思ったのですけれども、少しそこちょっと紹介してみますと、「説明会では、安全上の課題から統合されると思っていたが、説明会に出席して感じた本質は、少子化による教育のための適正規模維持による豊かな学びの場の再編統合との説明であったと。適正規模を推進する上で大事なことは、学級数維持が困難な状況になってからでなく、今後の児童生徒数の推移を正確に予測して、学級数維持が可能な計画を事前に立案することだと思います。」ちょっと略して、「最後に災害問題と学級数維持の両面あることは、統合問題を複雑にしていることは否めません。」この方の意見は分析非常に鋭くされているなと僕感じたのですけれども、多くの方がこんなふうに感じていて、安全面だけではなかなか納得できないと思われるのだろうなって僕は思いました。しかしいろいろ僕自身も、この地震なんかの研修とか情報を得ることによって、この大地震を想定した場合には、可能な限りのリスク回避をしていくべきなのだろうなというふうに思います。そのためにできることを計画しておく。立地条件の良いところとなるのではないかなというふうに思っています。あわせて、この児童数ということで言えば、紀ノ光台の校区の問題も、もう少しスピード感を持って進めていくことが、必要ではないかなという感じもしております。たちまち今、どうこうっていうのは、僕も意見言いにくいのですけれども、地域の方々の、このアンケート

の結果であるとか、そういうことを考えながら、これも並行して考えていくことだなと思いました。

教育長

はい、ありがとうございます。他にこういった視点っていうのを大事にしておく必要があるっていうところでご意見をください。

中下委員

私も学校再編についての説明会、参加させていただきました。その中で感じたのはやはり地域の方、それから保護者の方、また未就学児を持つ保護者の方々それぞれの立場で、本当に子供たち、地域を大事にする思いで発言されている方が多かったなというふうなことを強く思いました。ただ、個々の細かい意見を、バランスよく受けとめて提案していくのが、今後私たちの務めなのかなあというふうにも感じました。当初、未来を創造してたくましく生きる子供たちのために、再編統合を行っていくという、そういった思いのもと、基本方針を作成したわけです。そういった、基本的なところを忘れずに、ご理解いただくように、丁寧にこれからも説明していくことが大切なのかなと思いました。特に、私は隅田中学校区の恋野小学校。もう再編統合ということで、進めていく中で、保護者の方ができたら早いうちに、もう次の学校へ行かせてあげたいという強い思いの発言がありました。なかなか、全体的なことを考えると、そういったことをすぐに返答していくっていうのは難しいと思うのですが、これから、色々なご意見出てくると思います。大切だなあと思うところは、その基本方針の一番もとに繋がるところに、立ち返りながら、できる限り丁寧につけていく、対応していただきたいなあと思いました。

それからもう1つは、先ほどから言われている地域の方々の一番懸念されている学校がなくなった後の、廃校の利用とか活用で地域が活性化されないではないかっていう不安もおありかと思えます。そういったところも、一緒にこれから、新たな推進計画を立てていく上で、そういう意見を受けとめながら、学校がなくなった後の地域もこんなふうに活性化していくような、未来を語り合えるような、そんな時間、場所を提案していけるようなことも大事ではないのかなあというふうに思いました。

教育長

はい、ありがとうございます。私自身も、すべての説明会に出席し、そして、説明会、意見交換会を終わった後に、ネットを通じて、いただいたご意見なんかも全部読まさせていただきました。その中では、現に少ない子供の状況で通っている保護者の方々のご意見で多かったのは、できるだけ早い段階で、もうこういうふうに決まっているのであれば、新しいところへ行くことできないのかっていう、その意見に対して、一定の方針を持って説明させてもらっているのですけれども。その辺りを今一度どんな可能性が考えられるのか。その思いをどこまで酌み取ることができるのか。これってすごく大事なところだと思いました。なぜかという、子どもにとっていい学習環境をつて言っていることと保護者の意見が合致するところなのですよ。けれども、私たちが提案したところでは、十分それは酌み取れていないというようなご指摘であったと思うので、そこをうまく、進めていくためにはどう

したらいいのかっていうところは、本当に考えていく必要があるかなと、そんなふうに私自身は感じたところです。

あと、いろんなご意見、委員の皆さんから出していただきましたけれども、本当にそこところは丁寧にやっぱりやっていかなあかんっていうことを強く感じたところで、発言いただいたかなとそんなふうに思います。今後、指摘いただいたところで、改善していけるところは、改善していきつつ、並行して研究していかなあかんところは研究していく。そこを明確にしつつ、今の方針を教育委員会としての方針として決定して、次の段階に持っていく必要があるかなとそんなふうに思っています。ですから、次の段階っていうのは、今回は報告という形で、事務局からあったのですけれども、これを、付議していただいて、私たちが議論をして、今ご指摘いただいたようなところをどんなふうにクリアしつつ、そこを進めていきたいという、そのあたりのことをこの場で、現時点で示せるところ、これは計画の段階で考えるところなど整理しながら、次の段階を持っていけるようにしていきたいと私自身は考えているのですけれども、そのあたりいかがですか。そのような形で、今私お話しさせていただいたような方向で、進めていきたいと思います。ただ皆さんからいただいた視点というのをどう取り入れていくかということについては、しっかり事務局内で、ここは議論していきたいと思いますので、今後とも、またお気づきの点あるのであれば、出していただきたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

事務局から何か補足することはございませんか。

そうしましたら、今回の報告第9号については、本日はこの程度にとどめておきたいと思います。これで報告第9号を終わります。

報告事項が終わりました。

続いて、付議事項に入ります。

お諮りします。議案第1号から議案第4号までは関連する議題となっていることから、一括審議としたいと思いますがよろしいですか。

異議なしと認めます。

議案第1号から議案第4号までを一括審議することに決しました。

議案第1号 橋本市教育相談センター設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則について、議案第2号 橋本市青少年センター運営委員会規則の一部を改正する規則について、議案第3号 橋本市教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について、議案第4号 橋本市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、事務局から説明願います。

教育総務課長

それではご説明いたします。

議案第1号から第4号につきましては、機構の見直しに伴い、学校再編推進室や橋本市教育支援センターができることに伴って、関係する規則を改正するものです。議案第1号については橋本市教育相談センター設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則として、教育支援センターになることに伴い名称変更など、改正が必要となる4つの規則を一部改正する規則です。第1条では橋本市教育相談センター設置及び管理条例施行規則について、第2条では、橋本市教育委員会公印規

則について、第3条では橋本市生徒指導上の諸問題対策専門委員会規則について、第4条では、橋本市青少年補導員規則についてそれぞれ一部改正する規則としております。内容は記載の通りでございます。

議案第2号につきましては、橋本青少年センター運営委員会規則の一部を改正する規則です。名称を改正するとともに、改正前の規則から組織、所掌事務、任期の項目は条例に記載されたことに伴う規則の一部改正としております。

議案第3号につきましては、橋本市教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則で、学校再編推進室ができることに伴い、補職名に室長や室長補佐を追加するものです。

議案第4号につきましては、橋本市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則で、学校再編推進室や橋本市教育支援センターができることに伴い、組織や事務分掌を改正するものです。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

教育長

説明が終わりました。

まず、議案第1号について、ご質問ご意見はありませんか。

ないようですので、議案第1号について、原案の通り決することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

議案第1号は原案の通り決しました。

次に、議案第2号について、ご質問ご意見はありませんか。

ないようですので、議案第2号について、原案の通り決することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

議案第2号は原案の通り決しました。

次に、議案第3号について、ご質問ご意見はありませんか。

ないようですので、議案第3号について、原案の通り決することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

議案第3号は原案の通り決しました。

次に、議案第4号について、ご質問ご意見はありませんか。

ないようですので、議案第4号について、原案の通り決することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

議案第4号は原案の通り決しました。

次に、議案第5号橋本市教育委員会文書取扱規程及び橋本市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令についてを議題とします。

事務局から説明願います。

教育総務課長

議案第5号は、橋本市教育委員会文書取扱規程及び橋本市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令でございます。

内容につきましては、資料 14-2 にありますように、学校再編推進室ができる機構の見直しに伴う一部改正とともにですね、事務の見直しとしまして、これまで会議開催時などに提供していたお茶などを支出する際に、事前に支出承認を得てから支出していた手続きがございましたが、それを全市的に省略することになるため、あわせて教育委員会の訓令の一部を改正するものでございます。説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

教育長

説明が終わりました。

議案第 5 号について、ご質問ご意見はありませんか。

ないようですので、議案第 5 号について、原案の通り決することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

議案第 5 号は原案の通り決しました。

次に、議案第 6 号橋本市教育委員会事務局職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

事務局から説明願います。

教育総務課長

議案第 6 号は、橋本市教育委員会事務局職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則でございます。

これは、資料の 15-2 ページになりますが、準用しております橋本市職員の旅費に関する条例施行規則が全面改正されることに伴いまして、規則の番号が変わることから規則の一部を改正するものでございます。説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

教育長

説明が終わりました。

議案第 6 号について、ご質問ご意見はありませんか。

ないようですので、議案第 6 号について、原案の通り決することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

議案第 6 号は原案の通り決しました。

続いて、協議事項に入ります。

まず、委員の皆様から何かありませんか。

次に、事務局から何かありませんか。

続いて連絡事項に入ります。

まず、委員の皆様から何かありませんか。

次に、事務局からありませんか。

生涯学習課長

先ほど報告事項の教育状況についてということで教育長からも報告していただきましたが、本年 4 月 5 日に、郷土資料館が移転して新しくオープンをします。そして、昨日、今日と教育委員さんの方にはですね、内覧会ということでご案内をさせていただいております。本日もですね、その資料についてまず報告、新しい橋本

市郷土資料館供用開始についてということと、あと、パンフレットとですね、それと、三つ折りの簡単な冊子がございます。資料館について簡単にご説明をさせていただきます。この郷土資料館はですね、あさもよし歴史館と1つに統合された施設となっております。場所は、現在紀見地区公民館がある場所でございます。入館料は基本無料ですけども、特定のテーマを設けて、期間を定めた特別な展示につきましては、1000円を超えない範囲で、観覧料を徴収する場合があります。先ほど吉田委員の方からもですね、お話がありましたが、この展示につきましては、大きくテーマを設けておりましてまず、「陸（おか）のみち」「祈りのみち」「川のみち」と3つのゾーンで構成されて、それぞれのテーマに沿った展示を行っております。そして、集約としてですね人々の暮らしについても展示しているコーナーもございます。これらをですね常設展示と呼んでおりますが、それ以外にもですね特別展示室というのがございまして、先ほど申しました、期間を定めた展示等を行うように、なっております。また入口付近にはですね、紀の川を往来していた川上船を再現したでフォトスポットも設けております。お手元の資料2ページから4ページにかけてはですね、事業内容と計画ということで、今後、令和7年度から12年度までにかけてですねこういった事業を計画していますよっていう、そういう、情報を載せておりますので、ぜひお越しいただきたいと思います。説明は以上です。

教育長

他に事務局からありませんか。

教育総務課長補佐

連絡事項につきまして、3点連絡させていただきます。まず、教育委員会会議です。来月4月の定例会4月22日火曜日午前9時30分から、5月の定例会5月27日火曜日午前9時30分から教育文化会館4階第5展示室で予定しております。2つ目です。総合教育会議です。明日3月26日水曜日午後1時から教育文化会館3階第1研修室で予定しております。3点目です。令和7年度県市町村教育委員会連絡協議会総会です。日程だけの連絡です。令和7年5月30日金曜日に行うと連絡が来ております。連絡事項につきましては以上です。

教育長

それでは予定方よろしく願いいたします。

他にありませんか。

ないようですので、以上で3月定例会を閉会します。

閉会 午前11時35分

署 名 委 員